

令和6年度 第3回
武蔵野市国民健康保険運営協議会

令和6年10月10日（木）
武蔵野市役所 全員協議会室（7階）

日 時：令和6年10月10日（木） 午後1時30分から午後2時57分まで

会 場：全員協議会室（7階）

出席者：

*委員15名

生駒 耕示 （被保険者代表）

中村 信昭 （被保険者代表）

木川 憲子 （被保険者代表）

影山 恵美子 （被保険者代表）

藤田 進彦 （医療機関代表）

西澤 英三 （医療機関代表）

飯塚 智彦 （医療機関代表）

飯川 和智 （医療機関代表）

きくち 由美子 （公益代表）

大野 あつ子 （公益代表）

小林 まさよし （公益代表）

橋本 しげき （公益代表）

西園寺 みきこ （公益代表）

西塚 裕行 （保険者代表）

匂坂 仁 （保険者代表）

*事務局

健康福祉部 保健医療担当部長

健康福祉部 保険年金課長

健康福祉部 保険年金課国保年金係長

健康福祉部 保険年金課国保年金係資格給付担当係長

健康福祉部 保険年金課国保年金係主査

健康福祉部 保険年金課国保年金係主任

財務部 納税課長

欠席者：

*委員2名

古瀬 恵子 （被保険者代表）

鈴木 省悟 （医療機関代表）

午後 1 時30分 開会

【会 長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまより「令和 6 年度 第 3 回武蔵野市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中、ご参集いただきまして、ありがとうございます。
本運営協議会は、委員定数の 2 分の 1 以上が出席し、かつ武蔵野市国民健康保険条例第 2 条各号に規定する委員の 1 人以上が出席していなければ会議を開くことができないとされています。本日は14名の委員にご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

初めに、傍聴についてお諮りをいたします。

定員の範囲内で傍聴の申込みがあった場合、本日の傍聴を許可することに異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【会 長】 ご異議ないものと認め、さよう決定をいたしました。

次に、会議録署名委員を決めたいと思います。

(会議録署名委員の決定)

【会 長】 続いて、配付資料の確認を、事務局からお願いします。

(配付資料の確認)

【会 長】 ありがとうございます。

それでは、日程に従いまして議事を進めます。

議題 (1) 諮問事項 1) 「令和 7 年度の国民健康保険税課税限度額について (継続審議)」、事務局からの説明を求めます。

【事務局】 本日、追加資料はございませんけれども、国の動きといたしまして、8月28日に厚生労働省が、令和7年度税制改正要望事項を公表しております。

その中で、国民健康保険に関連することといたしまして、課税限度額の見直しと、軽減判定所得の見直しが要望されております。

現在、運営協議会におきまして、課税限度額の改定についてご議論をいただいているところでございますけれども、法定の課税限度額は、今後もさらに引き上げがなされる見込みでございます。

以上です。

【会長】 ただいまの説明及び、これは継続審議ですから、前回の議論との関係も含めてご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

いかがでしょうか。ご質問はないですか。

(質問、意見等：なし)

【会長】 なければ、質疑を終了してもよろしいですか。

(「はい」の声)

【会長】 質疑を終了いたします。

それでは、これは諮問事項になっておりますので、この諮問事項の取扱いにつきまして、協議をいたしたいと思っております。

(諮問案協議：休憩)

【会長】 それでは、再開をいたします。

ただいま、取扱いにつきまして協議を行いました。

令和7年度の武蔵野市国民健康保険税の課税限度額について（答申案）

昨今の物価高騰により、市民生活は苦しいものとなっている。国の法定課税限

度額引き上げによって本市の課税限度額の見直しを検討するにあたっては、被保険者の生活への影響をしっかりと見極めていただきたい。

という意見をつけて処理することといたしました。

それでは、諮問事項、「令和7年度の武蔵野市国民健康保険税の課税限度額について」の採決を行います。

ただいまの意見をつけたうえで、諮問事項について答申をすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者：挙手・全員]

【会長】 挙手全員ですね。

それでは、ただいまの文面で決定とさせていただきたいと思います。

なお、答申文につきましては、会長代行とともに作成の上、市長へ答申いたしたいと思いますが、これにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【会長】 それでは、以上のようにいたしたいと思います。

続きまして、議題の(1)諮問事項、2)「第1期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画の改定について(継続審議)」について、事務局の説明を求めます。

(資料説明)

【会長】 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。いろいろ複雑な面もあるかと思しますので、どんなご質問でも。

【委員】 ご説明ありがとうございました。よろしく申し上げます。

14ページ、15ページでしたか、2通りの税率改定のやり方がありますというこ

とで、年度目標を固定するものと、年度目標を再調整していくということですが、目標を固定するというのは、到達率を——到達率というよりも、標準保険料率に合わせにいくということですかね、すみません、そこについても、もう少しわかりやすく説明してもらえればと思いますけれども、結局、2つのやり方はあるけれども、目標を固定したほうは、そんなに急激に上がらなく平準的に上がっていくやり方ですというものと、年度目標を再調整していくというほうは、負担が軽い時期もあるけれども、最終的に料率は令和16年度、17年度には一緒になるけれども、その際に、最後のほうになればなるほど、その上げ幅が急激になるような違いがあるという理解で、まずはいいですかね。確認をさせていただきます。

【事務局】 非常にわかりづらくて申し訳ございません。また、資料も、恐らく今週にお手元に届いているかと思しますので、ご覧いただくお時間も短く、申し訳ございませんでした。

年度の目標は、到達率でございますので、その到達率に、そのときの標準保険料率を掛け合わせまして、そのときの税率の改定案を使わせていただくことになります。

ですので、この時点で年度目標として変えないということは、その到達率を変えていかないということでございます。例えば今の時点で武蔵野市の到達率が、今の標準保険料率と比べてみて68%ぐらいでございますので、その差の32%を計画期間内に按分をして、到達率と標準保険料率を掛け合わせて税率の改定案とさせていただきますのですが、本日、事務局から示しました到達率を変えていかないというのは、その年度、年度の68%や74%、次は80%等、その割合は変えていかないということでございます。

2点目におっしゃっていただきましたゴールは、どちらの考え方を使っても同じですけれども、どのような道筋で行くかでございます。委員がおっしゃっていただいたとおり、青いライン、年度目標は固定していく考え方でいくと、恐らく最初のほうは、赤い点線と比べて上がり幅は高くなりますけれども、長い目で見ると平準化でございます。一方、赤い点線、年度の目標をその都度変えていく、調整をさせていただいて、後年度に按分をしていく——後年度なので、達成できなかった分を後年度に足させていただくというイメージですので、そのため、

後年度の上がり幅が大きいだらうということでございます。

目標は、令和17年度までに標準保険料率に近づける、そこは変わりませんけれども、どのような道筋でいくか、どのように折れ線グラフをたどっていくかでございます。

それで、前回の運営協議会でも、今回、計画の改定をすると、後年度にかけても相当な上がり幅になるのではないかというご意見、ご懸念をいただきまして、このたび、事務局でも検証をし、本市といたしましては、青のライン、年度目標はその都度達成をさせていただいて、目標に近づけていきたいという考えでございます。

以上です。

【委員】 ありがとうございます。

それで、資料1の2ページなどを見ると、武蔵野市のほうが濃い線で、一方で、直近の流れを見ると、水色の棒グラフが標準保険料率ということで、どちらも上がっているのですが、武蔵野市のほうが上げ幅は小さくて、武蔵野市のほうが、国保加入者の方の負担が、ある意味、相対的に少ないというような状況であると認識しています。

そのうえで、それではどちらがいいのかという話ですね。平準的に上げるほうがいいのか、急激に上がってしまうけれども、当面は安いほうがいいのか、そういうような、どちらがいいのかという議論になるのかなとは思っています。

これについては、いろいろな意見があると思いますので、委員の皆様のご意見を伺うことが必要なのかなと思いますけれども、私とすると、もし急激に上げるというか、新たに年度目標を固定するというか、青い線にしないのであるならば、逆に国民健康保険の加入者の方に、まあ収入とかにもよるのかもしれないですけども、急激に上がる可能性はありますということを、今は安いのですが、むしろこの先、将来的には急激に上がる可能性はありますということを知らせる必要も出てくるのかなと個人的には、そういうふうにするのも一つかなと考えています。

とりあえず以上です。

【会長】 今のは、ご意見ですかね。

【委員】 はい。

【会長】 事務局からは、今の点について、特にはいいですか。

【事務局】 はい。

【会長】 他にご質問、ご意見等はいかがでしょう。

【委員】 基本的な質問で申し訳ないのですが、保険料率の見直しを2年に1回するというのは、これは、そもそも法律とかで決まっていることなのではないでしょうか、毎年ではなく。

【事務局】 これは、特に法律で定められているものでもなく条例で決められているものでもないのですが、被保険者の方の急なご負担でしたり、毎年税率が変わるのがわかりづらいというのもございまして、武蔵野市においては、健全化計画の中で2年に1度の税率改定を行うこととしております。

一方で、今回、課税限度額の改定、諮問をさせていただいておりますけれども、課税限度額の改定については、地方税法の施行令が通ったときに、速やかに運営協議会に諮問をして改定をしておりますので、これは、法律で課税限度額が改定されましたら、その都度お諮りをしておりますので、毎年になることもあれば、2年に1回でしたり飛び飛びということもあります。

他市におきましては、毎年保険税率を改定している自治体もございまして、実際の赤字額を勘案しまして、3年に1回でしたり、2年続けて、また1年空いと、いろいろございます。特段決まっているものではございません。

【委員】 今、急激に上がらないために目標を定めるということをおっしゃいましたけれども、そういう意味で言うと、2年に1回の見直しだから、グンと上がるということも、逆に言うとあるのかなと、今思ひまして、そうすると、目標は変わらないんだけど、毎年上がっていったほうが、逆に毎年の負担感というのは少ないのかなというのは、ちょっと思いました。

【会長】 今のは、ご質問ではなくて、ご意見ですかね。

【委員】 質問ではないです。思ったことを言わせていただきました。

【会長】 わかりました。

【委員】 資料の作成、ありがとうございました。具体的に、言葉で聞くイメージが、階段の登り方というのが、よく理解できたと思います。

現在のやり方だと、令和15年ぐらいに1万2,500円というふうに、その年だけすごくポンと上がるということもわかったし、そうすると、そのときの方々が、そのときの、その時点の被保険者の方が「エーッ」とおっしゃるような、それを、ブルーの線のようにすれば8,400円ということではあるから、4,000円分ぐらい違うというシミュレーションだということはわかりました。

それで、質問ですけれども、今回のシミュレーションは、(仮定)というのがついていて、これが、標準保険料率が2,000円上昇する場合ということで、そういう条件を決めてイメージをつくってくださったから、急になるということは、それはわかった、理解できたと思いますけれども、この仮定が違っていた場合とどうか、それはどのようになるか、ご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 今、非常にわかりやすい「階段」という言葉を使っていたので、すみません、私も最初から「階段」で説明をすると、皆様にも伝わりやすかったかと思えます。

今ご意見をいただきましたとおり、今回の医療分の均等割額が、毎年2,000円上がった場合で仮定をさせていただいております。保険税率の中には、医療分と後期高齢者の支援金等分、ご自身が入っていらっしゃる介護と、3本立てでございまして、その中で、最も金額が高い医療分を使わせていただきました。

また、資料1を見ていただきますと、均等割額、こちらは医療分と支援分、介護分の合算でございまして、標準保険料率、毎年上がっております。平成30年度に国民健康保険の制度改革がございまして、そのときの標準保険料率、均等割額の合算合計が6万3,602円ですけれども、令和6年度は2万円以上、上がっております。

こちらは、医療分と支援分、介護分の合計ではありますけれども、年によって3,000円上がっているところもございまして、令和2年度から令和3年度については1,000円未満でございました。一方で、その反動が令和5年度から令和6年度にかけて、約5,000円上がっておりますので、動きとしては、なかなか読みづらいというものはございます。

今回、(仮定)をさせていただいた2,000円ずつ上がるかどうかというのも、事務局としても全く見込めないところではございますが、上がらなければいいなど

いう期待もありますし、ただ一方で、先ほど申し上げたように子ども・子育て納付金も始まって、また、これにさらにプラス医療、支援、介護、子どもの4本立てになるということと、あとは、医療費指数反映係数が、また1から0に近づいていくに当たっては、事業費納付金が増えるイコール標準保険料率も増えていくということでございますので、2,000円のまま、毎年毎年上がるのかどうかというのは、推測は難しいところもありますし、もしそのまま上がっていくのであれば、赤い点線の階段を上っていくとなると、やはり後年度の1段当たりの上がりというのは相当厳しくなるのかなと思われま

す。ちょっとわかりづらくて申し訳ありませんでした。

【委員】 ありがとうございます。現に上がっているわけですから、毎年上がっていくわけだから、毎年度2,000円上昇という仮定が、割と希望的観測と言いますか、いいほうのシナリオということで、もっと悪くなるという可能性のほうか、考えなければいけないということがわかりました。

つまり階段はさらに、青よりもさらに上がっていくということも考えなければいけないというか、想定しなければいけないということがわかりました。

それで、今言っていたいただいた懸案事項の話ですが、子ども・子育て納付金の話などが加わると、そして、それもさらにもっと上がっていくということですよということ、確認をさせてください。

【事務局】 標準保険料率自体が医療分と後期高齢者支援金等分と介護と、別々に提示をされますけれども、ここにプラスで子ども・子育て納付金の標準保険料率が入ってくるというイメージです。

【委員】 ありがとうございます。現状の計画とか法律の枠組みの中ですと、いずれにしろ、こうやって階段を上っていかなければいけないということで、少しでも負担感を減らすという意味で、青い階段のほうを受け入れざるを得ないのかなと思いますけれども、その一方で、今まで武蔵野市で、なるべく控えめに、控えめにということでやってきた感覚から言うと、何かこのままどこまで上がっていくのだろうというか、そもそもの大きな枠組みというか、法律の制度というか、大きな枠組みが、このままでいいのだろうかというか、それは、ずっと今までも言われてきたことではありますが、どこまで上がっていくのだろうという、このままの

立て付けではいけないでしょうという気持ちを強く思ったということで、最後のは意見でございます。

【会 長】 他はいかがでしょうか。

【会長代行】 非常にわかりやすいグラフにいただきまして、ありがとうございます。

まず一つは、うちで考えても、このぐらい大変なことなのだとということで、令和17年度に統一化していくという流れに対して、他の自治体の全国的な動きと申しますか、赤字繰入れをしているのは大都市が多いので、東京都の動きと、他の自治体では、その後、多分加速化プランというのが6月に改定されておりますけれども、それからの動きが入っていれば、教えていただきたいと思います。

なぜそこを聞くかという、令和17年度に統一化していくというのは、みんながすごく文句というか、問題が発生しても必ずやるという国の強い意思が感じられていることと、今回の、今、予測がつかない標準保険料率と言われる、その年度ごとに決まっていくものを目標に掲げていくことで、税率改定を行うときには、標準保険料率は東京都が発表してきますけれども、武蔵野市として税率改定を行うときは、この運協であり、また、税率の改定では議決になっていくと思っておりますけれども、議決なりというところで、この年は3,000円ぐらい上がって、この年は1,000円ぐらいだったとか、凸凹があるときに、市として、ある程度、目標は80%達成だけでも、今回、あまりにも標準保険料率の上がり幅が大きいため少し、79%ぐらいでおさめましょうかとか、そういう市としての加減を加えることというのは、令和17年の前においては、ある程度可能なのかということをお伺いします。

【事務局】 まず1点目の加速化プランが、今年度（令和6年度）の6月に国から示されておりまして、運営協議会におきましても、情報共有をさせていただいたところでございます。それで、国としては、令和15年度までに保険料率の統一を目指すとしておりまして、遅くとも令和17年度という国の強い意思を示しているところでございます。

東京都として、——東京都も一保険者でございますので、東京都としては、いつまでに都内の自治体の保険料水準の統一化を目指すかについては、今のところ示しておりませんで、次回の東京都の国民健康保険運営方針の中で定められてい

くのかなとは思いますが。

それで、全国の動きでございますけれども、毎年赤字繰入れをしている都道府県は減っております、——今都道府県と言いましたけれども、東京都は、最も赤字繰入れをしている自治体でございます。——それが進んでおまして、大阪ですとか奈良ですとか西のほうから進んでいる印象がございます。

また、都内においては、八王子市が既に標準保険料率を採用しておまして、都内においても標準保険料率に近づけている自治体と、そうではなく、まだ一般会計からの繰入れにかなり頼っている自治体と、大きく2つに割れている状態ではございます。

また、年度目標にしている到達率を使っていくのか、もし、万が一その標準保険料率が大幅に上がったときに、それに基づいて税率を改定していくのかでございますけれども、都道府県標準保険料率をもちろん参考にして、一旦税率の改定案を試算してみることにしようかと思っておりますけれども、今おっしゃっていただいたように、やはり被保険者の方の急激なご負担になるようであれば、調整は必要だろうと思っております。

そちらを運営協議会に諮問をさせていただいて、ご議論いただき、その答申を踏まえて市議会に条例案を上程し、議決を得て税率の改定という運びになるかと思っております。

以上です。

【会長代行】 ありがとうございます。先ほどちょっと、毎年に分けてはどうかというご意見も出ておりましたけれども、標準保険料率の上がり具合を見ながら、やはりこの運協であり、議会なりで協議をしながら決定していくことが必要かなというふうに思いました。意見です。

【会長】 他はいかがでしょうか。

【委員】 ありがとうございます。今回、とてもわかりやすいグラフ等にしていただいて、ありがとうございました。

前回いただいた資料の中を見ますと、今、委員のお話の中にもありましたように、武蔵野市は、令和17年度には標準化していくということですが、まだまだ標準化されないところも出てくるようですが、武蔵野市は、17年度という目

標に向かってはいますが、それを遅くすることは、難しいことなのか。

あとは、2年に1度の上げ幅になっていますが、毎年のようにやっているところ、2年に1度、またその他というのもございますけれども、その辺の決め方というか、毎年やっても2年に1回も、結局上がっていく、結果的に2年に1回にしても、毎年にしても同じように上がっていくというのは、結局同じにしないといけないと思うのですが、その差は縮まっていくのでしょうか。

その辺の具体的な今後のプランみたいなものがわかっていたら教えていただきたいと思いますが、前回いただいた「他自治体の状況」を見ますと、近隣の三鷹市とか西東京市は、まだまだ先の、赤字削減の目標の年次が後ですが、その辺は、自治体ごとに違うと思いますけれども、どのような感じなのかを教えてくださいたいと思います。

【事務局】 前回資料の資料4の22ページでございます。

この22ページが、「他自治体の状況」でございまして、他の都内自治体の赤字削減の目標年次をご提示しております。

令和5年度、東大和市、令和6年度が八王子市の赤字削減目標年次でございまして、一番遅いところだと、令和24年度を府中市と国分寺市が目標年次に掲げております。武蔵野市は、26市の中でも17番目の令和17年度でございまして、こちらが健全化計画の最終年度でございます。

今回、健全化計画の改定案を諮問させていただいた際に、実行計画期間は2年延伸させていただいて、そのときに年度目標も改めて設定させていただくということをご説明いたしました。しかしながら、最終年度の令和17年度、この計画期間は、あくまでも変えていかないで、また、目標といたしましても、最終的なゴールは、「赤字を解消すること」というふうにご説明をさせていただいたかと思っております。

先ほど委員からもお話がございましたとおり、国としては、遅くとも令和17年度までに保険料の統一を図りたいお考えがあるということで、本市におきましても、例えばこれを後年度に遅らせて計画を立てたとしても、そのような動きがあるのであれば、被保険者の方にとっても混乱にもなるでしょうし、小さい上がり幅で進めていったときに、令和17年度に、かなり急激な税率改定となると、それ

は、今時点での被保険者の方、また、一般会計から繰入れをしておりますので、被保険者以外の方等の公平性を鑑みますと、17年度というのは、変えることは難しいのかなと思っております。

【委員】 ありがとうございます。被保険者の他の方、社会保険としてお支払いをしている方にも負担がかかるということで、なるべく早く赤字繰入れを解消しなければいけないことはわかっていますけれども、他の、要するに今のところもっと後に赤字の削減を目標としているところも、全部17年度までということで都として改正しなければいけないと、実際は、そういうことと理解してよろしいのでしょうか。

【事務局】 保険料の統一を図るということは、都内全自治体が同じ税率を使っていくということでございます。

【委員】 はい。

【委員】 この改定をするならするに当たって、保険者の方が被保険者の方にお知らせをしたほうがいいのかと、個人的には思っていて、というのは、一つは、事実として武蔵野市は、保険税率について低いということ、もう一つが、今後、上げていくということ、標準保険料率に到達するようにしていかなければいけないと決定していて、そういう方向にあるということで、それを今後どうやって上げていくかということについて、できるだけ平準的に上げていくような制度、計画に変えていきますということを、どこかの場面で被保険者の方にお知らせするほうがいいのかと。

この先、変えていったときに、急に上がってしまったよとか、まあいろいろ、所得によっても負担感、上がり具合というのは変わってくると思いますけれども、そういったときの被保険者の方々の不満と言うと正確であるかどうかわからないのですが、そういったことをできるだけ避けるためにも、一旦こういう状況にあるということを、書面ででも説明するような、そういったことは可能でしょうか。

【事務局】 被保険者の方を初め、やはり市民の方、一般会計から繰入れをしているということもありますので、市民の方全体に国民健康保険事業について周知をしていく必要があるのではないかと考えております。

やはりわかりづらいのが、被保険者の方自身の医療に係る部分と、後期高齢者をお支えしている部分、ご自身の介護に係る介護納付金、またさらに、先ほど来申し上げている子ども・子育て納付金が入ってきますので、子ども・子育て納付金が入ってくるだけでも、恐らく保険税としては数千円で上がっていく。それを、私ども医療保険者としては、なるべくわかりやすく丁寧にご説明をさせていただく必要があるかと思っております。

今回、健全化計画を改定させていただく運びとなりましたら、紙面自体はそんなに大きくはとれないかと思えますけれども、『市報』に改定したことでか、あとは、毎年7月に納税通知書をお送りする際にチラシ等々を同封しておりますけれども、その中で、国民健康保険事業会計、財政状況などについてもご説明するようなチラシを入れていきたいと思っております。

以上です。

【委員】 ありがとうございます。議会でも、情報開示を徹底してくださいという話をしていますので、その一環としても、このような国民健康保険事業会計の現状はこのようなになっている、今後どうなるかというのを積極的にお知らせいただければと思います。

以上です。

【会長】 ちょっと時間の関係もありますので、この後、資料3と資料4の説明もいただきまして、そのうえでまた、今の資料1、2についてもご質問があれば併せてお願いしたいと思います。

そうしましたら、次の資料について、事務局に説明を求めます。

(資料説明)

【会長】 ただいまの説明について、ご質問、ご意見をお願いいたします。

【委員】 ありがとうございました。資料4の右側のところで、「④-①R6 税率との差」とありますけれども、ここで、要は大きく、標準保険料率にしたらこのぐらい、世帯所得によって税額が上がりますよということだと思いますけれども、10万円以上、上がるというのが、200万円が10万5,515円、13万6,912円が1,000万円未満

というところで、結局大きく200万から1,000万の世帯所得の方々の負担が増えるということになるのですが、ただ一方で、現状は、逆に負担が少ないというような、裏返しで言うと、そういう現状でもあるとは思っています。

ただ、将来的に、制度的にこうなるというのであるならば、やはり先ほど申し上げたとおりに、現状と今後のところ、世帯によってはこうなり得るということも含めて説明をしていただきたい、説明する機会を設けていただきたいということをお願いしたいと思います。

以上です。

【会長】 ご意見ですか。

【委員】 要望です。

【会長】 他はいかがでしょうか。

【会長代行】 詳細な表をありがとうございます。資料4を見させていただいて心配しているところが、最終的に、その標準保険料率に合わせたときに、10万円以上、上がる層が一番端の数字で、世帯数が出ておりますけれども、2,253とか1,180という、一番エッジになるところというか、そこにボリュームゾーンというか、世帯数が非常に多いゾーンが入ってきている。

ところが、非常に心配をされていて、その200万円から300万円というのは、例でも出していただきましたけれども、70歳以上の年金だけで生活しているご夫婦というところに非常に多いのかなと思っているのですが、資料3の6ページのところに、70代の2人世帯の目安を示していただいていますけれども、税金の話は非常に難しくで、私もよくわからないのですが、これの②のところ、年金収入が211万円のところは5割軽減が利いて、その次の260万円のところで2割軽減が利いている。

例えば年金収入が現在215万円とか、この5割軽減のところから、微妙に上に上がって、少し多くもらっていて、その5割軽減は受けられなくて2割軽減だったところが、この保険税が、例えば年間10万円で、すごい上がると思いますけれども、10万円上がったら、その次の年から5割軽減が利くとか、そういうふうに考えていいのでしょうか。

所得が上の世帯についても、基本的に国民健康保険に加入しているというのは、

多分年金世帯と、あとは確定申告をするというか個人事業主とか、会社勤めでない方なので、確定申告等をされているのかなというふうに理解するところですが、その場合に、社会保険料が増えるということは、所得税の部分で、少しまた上下していくというか、境界線にいる人たちが、多分一番大変なのだと思いますが、そういう影響もあるのでしょうか。

特に70代の200万円から300万円のところについて、どういうことが予想されるのか、教えていただければと思います。

【事務局】 保険税率が改定された場合であっても、軽減判定所得というものは変わりませんので、軽減判定所得がどのように定められているかと申しますと、地方税法の中で乗じる金額というのが決まっております。

それで、地方税法が改正されますと、武蔵野市におきましても、条例の改正を速やかにさせていただいて、その中で軽減判定の金額を定めておりますので、税率改定で税率が上がった場合に、武蔵野市の条例も改定して、軽減判定の基準を上げられるかというのと、そうではなく、あくまでも法定の金額に基づいて決まっております。

その軽減判定の所得でございますけれども、加入されておられる被保険者の数ですとか、給与所得の方の人数によっても違いまして、世帯の構成員などによっても基準としては異なります。

【会長代行】 ありがとうございます。このところ、コロナ等で補助金とかがたくさん出たりして、住民税非課税世帯に対して10万円とかいう形で出ていて、その非課税のラインというのを市民税課に聞いてみたのですが、やはり70代のご夫婦で年金所得だけというとならば211万円がその非課税のラインになっていく。国保の場合も同じぐらいのところにはラインがあるということが、今の説明でよくわかった感じですが、そうすると、やはり200万円から300万円のところで、2,253世帯の方がいらっしゃる所に10万円が上がって行って、しかも、いろいろな他の補助も受けられないというのと、このゾーンに負担が非常に大きいのかなということをお聞きして、すごく心配するところでもありますので、それは、国保だけではどうしようもできないことではありますけれども、そこについては、全体として考えていかなければならないのかなと思います。

これは意見です。

【会長】 他はいかがでしょうか。

【委員】 今の委員の意見と似ているのですが、今までの国保の運協の中で議論をしてきたのは、まさにこういう、いわゆる低所得者に対するいろいろな支援が途切れるあたり、ちょうど入れ替わるところというんですかね、途切れるところ、こころ辺の人たちに対する支援というのは、やはり配慮をしていかなければいけないよねということはずっとやってきて、そこの方たちの負担感を少しでも軽減したいということでやってきたわけなので、これを見ると、やはり非常に心配だなということを感じざるを得ないと思います。

逆に高額所得の方は、限度額があるから頭打ちになっているということがはっきりわかるわけですが、やはり500万円前後の方、200万円、300万円、400万円、500万円あたりの方々に対する目配りというのは、もっときちっとして差上げたいなというのは思います。

これは意見になります。

【会長】 他はどうですか。——よろしいですか。

(質問、意見等：なし)

【会長】 それでは、このあたりで質疑を終了といたします。

これは諮問事項でございますので、取扱いについて協議をいたしたいと思しますので、暫時休憩といたします。

(諮問案協議：休憩)

【会長】 それでは、再開をいたします。

ただいまの取扱いにつきまして、協議を行いました。

第1期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画（令和6年度改定版）（案）について（答申案）

国民健康保険税においては、国は一般会計からの決算補填等を目的とする法定外繰入を解消していくよう地方公共団体に求めており、本市においては、第1期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画を策定し、令和2年度より計画に基づき税率改定を行ってきた。しかし、コロナ禍以降、医療費の膨張のスピードは速く、被保険者数は減少しているが、1人当たりの保険給付費が増加しているため、被保険者の税負担は増えているにもかかわらず、決算補填等を目的とする法定外繰入は減るどころか増加している状況である。

これらを鑑み、今回の改定において、東京都の標準保険料率への到達率を目標にしていくという指標は、一つの判断であると考えるが、標準保険料率は、東京都全体の給付費等によって割り出されるものであり、本市1市がデータヘルス計画などにより健康増進に取り組むだけでは抑制することができない数字であるため、本市の状況如何にかかわらず、被保険者の負担が大幅に増えることは懸念するところである。また、国・都は、保険料水準の統一化に向けた取組を進めており、全国で保険料水準統一化が行われる際、被保険者が大幅な負担増を余儀なくされる危惧もある。

税率改定等を検討する際には、賃金上昇や年金給付が物価高騰に追いついているのか、しっかりと見極めて、景気の状態など総合的に勘案し、生活を大きく圧迫するような改定にならないよう慎重に議論していただきたい。

今後も、データヘルス計画に基づく保健事業の充実等には、積極的に取り組んでいただき、国民皆保険制度を持続可能なものとして守っていただけるよう求める。

という意見で答申することといたしました。

それでは、諮問事項、「第1期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画（令和6年度改定版）（案）について」、ただいまの意見を付したうえで、諮問事項について答申することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[賛成者：挙手・全員]

【会 長】 挙手全員ですね。

ということで、ただいまの意見をつけたうえで、原案のとおり答申することと決しました。

なお、答申文につきましては、会長代行とともに作成の上、市長へ答申いたしたいと思いますが、これにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【会 長】 ご異議ないと認めます。

それでは、次に、議題（２）報告事項、「国民健康保険被保険者証等の今後の取扱いについて」、事務局の説明を求めます。

(資料説明)

【会 長】 ただいまの説明について、ご質問、ご意見をお願いいたします。

いかがでしょうか。——この件については、特にありませんか、よろしいですか。

(質問、意見等：なし)

【会 長】 それでは、ご質問、ご意見がないようですので、以上とさせていただきますと思います。

最後に、議題（３）の「その他」ですが、何かございますでしょうか。

事務局よりお願いいたします。

【事 務 局】 本日は、長時間にわたり、ご審議いただきまして、ありがとうございます。2件の答申をいただきました。

次回のご案内でございますが、「次第」には、次回の予定として、11月22日の金曜日と記載しておりますけれども、本日、2件とも答申をいただきましたので、次回は、令和7年の1月30日の木曜日を予定しております。議題は、令和7年度の予算（案）と12月の市議会定例会に議案を上程させていただく予定でございます。

すので、そちらのご報告を、今のところ予定しております。

以上でございます。

【会 長】 次回は1月30日ということです。

それでは、他に何か発言のある方はいらっしゃいますか。

(発言等：なし)

【会 長】 それでは、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の運営協議会を終了いたします。

本日は、大変お疲れさまでした。

【一 同】 ありがとうございました。

午後2時57分 閉会

— 了 —